

令和 8 年度 保育園等利用者負担額（保育料）（2 号・3 号認定）

令和元年10月から国の幼児教育・保育の無償化実施に伴い、3歳以上児の利用料は無償となっております。

〈日進市保育認定利用者負担額（保育料）基準額表〉

区 分			徴 収 金 基 準 額（月額）		兄弟等の同時入園による軽減 同一家庭内で複数の児童が入園しているときの保育料		
階 層	定 義		3歳未満児				
			標準時間	短時間			
A	生活保護法による非課税世帯		0	0	0		0
B	市町村民税非課税世帯		0	0	0		0
C	市町村民税課税 世帯所得割 48,600円未満	ひとり親家庭等の 世帯	5,000	4,750	同時に入園している 児童のうち、入 園順位2番目の児 童の徴収金基準額	0円	同時に入園してい る児童のうち、入 園順位3番目以降 の児童の徴収金基 準額 0円
		その他の世帯	11,000	10,500		左記金額の 1／2	
D1	48,600円以上 61,000円未満	ひとり親家庭等の 世帯	6,750	6,500		0円	
		その他の世帯	13,500	13,000		左記金額の 1／2	
D2	61,000円以上 73,000円未満	ひとり親家庭等の 世帯	8,250	8,000		0円	
		その他の世帯	16,500	16,000		左記金額の 1／2	
D3-1	73,000円以上 77,101円未満	ひとり親家庭等の 世帯	9,000	8,750		0円	
		その他の世帯	20,500	20,000		左記金額の 1／2	
D3-2	77,101円以上 85,000円未満	20,500	20,000				
D4	85,000円以上 97,000円未満	24,500	24,000				
D5	97,000円以上 109,000円未満	31,000	30,000				
D6	109,000円以上 133,000円未満	37,000	36,000				
D7	133,000円以上 169,000円未満	43,000	42,000				
D8	169,000円以上 213,000円未満	49,000	48,000				
D9	213,000円以上 301,000円未満	54,500	53,000				
D10	301,000円以上 397,000円未満	57,500	56,000				
D11	397,000円以上	59,500	58,000				

〈兄弟等入園及びひとり親家庭等の世帯の軽減〉

※(1) 市町村民税所得割額が57,700円未満の世帯で、保護者と生計を一にする児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）が複数いる場合、年長者から順に2人目の場合は徴収金基準額（月額）の半額、3人目以降の場合は無料となります。

※(2) 市町村民税所得割額が77,101円未満のひとり親家庭等の世帯で、保護者と生計を一にする児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）が複数いる場合、1人目は徴収金基準額（月額）、2人目以降は無料となります。

「ひとり親家庭等の世帯」……母子父子家庭世帯（祖父母等との同居除く）、身体障害者手帳・療育手帳・障害者手帳の交付を受けた者を有する世帯、特別児童扶養手当の支給対象児童・障害基礎年金の受給者を有する世帯

〈保育所等における副食費の負担減免〉

年収360万円未満相当世帯及び0歳から小学校就学前までのうち第3子以降は免除されます。

※(3) 保育料は、児童の属する世帯の扶養義務者のうち、両親（もしくは祖父母等の生計主宰者）の市町村民税所得割額の合計、児童の年齢及び支給認定証に示した保育必要量によって決定します。市町村民税所得割額は、調整控除以外の税額控除（住宅借入金等特別税額控除・配当控除・外国税額控除・寄附金税額控除等）は適用されません。

※(4) 市町村民税所得割額が確認できない場合は、最高階層（D11階層）に階層区分を確定するものとします。所得割額が確認できた場合は、算定開始日の属する月に遡って再算定を行います。

○第二子保育料無料化等事業について

令和7年度（令和7年10月から令和8年3月）は、上記基準額表及び※(1)の記載に関わらず、保護者と生計を一にする児童（満18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者）が複数いる場合、2人目の3歳未満児の保育料はC階層からD4階層までは無料、D5階層からD9階層は徴収金基準額（月額）の半額、3人目以降の3歳未満児の保育料は、階層に関わらず無料とします。令和8年度以降については、本事業の継続は未定ですのであらかじめご了承ください。

〈公立保育園における延長保育料〉

		利 用 時 間	短 時 間	標準時間
延長保育	基本料金	1時間以内の利用	月額 500円	
		1時間超3時間以内の利用	月額 1,000円	
	加算料金	午後6時30分から午後7時までの利用	月額 1,000円	月額 1,000円

※土曜日午後4時を超える利用の場合、別途、実費相当額が必要となります。

※延長保育の料金は、午前午後の利用時間の合算とします。

※標準時間の時間帯：午前7時30分～午後6時30分（西部・北部・南部・梅森・三本木・北新田保育園は午後6時まで。私立保育園・認定こども園は異なる場合があります。）

※短時間の時間帯：午前8時～午後4時（市内公立保育園・私立保育園・認定こども園共通）

※指定管理園である米野木台西保育園の午後7時～午後7時30分の延長保育料は、別途必要になります。

※私立保育園・認定こども園・小規模保育事業所の延長保育料・時間帯等は施設ごとに設定されます。